

発議	令和 3 年 5 月 25 日	施行取扱	
決裁	令和 3 年 5 月 日	保存年限	永年・10 年・5 年・3 年・1 年・()
施行	令和 3 年 5 月 日	情報管理	☐ 開示 (☐ 全部 ☐ 一部 ☐ 時限) ☐ 非開示 (非開示解除)
文書記号	蘭 〳 号	起案者	所 属 総務課総務係 職氏名 主事 米田 純希
町 長 副町長 課 長 係 長 係     			
合議			
施行上の留意事項			
件 名	土地賃貸借契約における条項の見直し等要望に対する対応について		
氏より要望のあった下記契約の見直し等については、令和 3 年 5 月 13 日付発議の見解をもって整理し、5 月 20 日本人宛説明を行ったところ です。			
つきましては、本町見解に基づき現契約の変更について執り進めてよろしいか伺います。			
記			
1	当該地番 蘭越町字湯里 353 番 3		
2	当該地積 210 m ²		
3	使用目的 店舗兼居宅敷地		
4	貸付金額 【現契約】年額 70,560 円→【新契約】年額 48,510 円		
5	契 約 日 【現契約】平成 16 年 4 月 1 日→【新契約】令和 3 年 6 月 1 日		
6	契約書案 別紙のとおり		

土地賃貸借契約書 (案)

賃貸人 蘭越町 を甲とし、賃借人 [REDACTED] を乙として甲乙間において次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する後記土地（以下「本件土地」という。）を、次条件以下の約定により乙に貸渡し、乙はこれを借受ける。

第2条 乙は、本件土地を店舗兼居宅敷地として使用するものとし、その他の目的のために使用してはならない。

2 乙は、名義、形式のいかんを問わず、本件土地を第三者に使用させ、あるいは本契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

第3条 契約期間は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。

2 前項に定める契約期間が満了する3ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとする。

3 前項の規定は、同項により継続された契約期間を更に継続する場合について準用する。

第4条 本件土地の賃借料は、年額48,510円とし、契約期間内における1年に満たない賃借料の算定は、日割計算により行う。

第5条 賃借料の支払いは年払いとし、甲の発行する納入通知書により指定の場所に納入しなければならない。

第6条 本件土地の価格が著しく変動したときは、甲乙協議のうえ、賃借料を適正な価格に改定することができる。

第7条 甲は、次の各号の1に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に規定する義務を履行しないとき。

(2) 乙が本件土地を必要としなくなったとき。

(3) 甲が本件土地を公共用等に使用する必要が生じたときは、あらかじめ1ヶ月前に乙に通告し、本契約を解除することができる。

第8条 本契約期間の満了又は前条の規定による本契約の解除があったときは、乙はただちに本件土地の工作物を撤去し、本件土地を原状に復したうえ、甲に返還するものとする。

第9条 第7条第3号の規定により本契約を解除し、乙に損失が生じたときは、乙は甲に対し、当該損失の補償を求めることができる。ただし、損失の補償の程度は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第10条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その

損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第 11 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

第 12 条 本契約に関し、疑義のあるとき又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、各自記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 6 月 1 日

甲 住所 磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

氏名 蘭越町長 金 秀 行

乙 住所

氏名

改正(押印所)

1. 所在地番 磯谷郡蘭越町字湯里 353 番 3

2. 面 積 210 m²

3. 用 途 店舗兼居宅敷地